

令和2年第2回

美幌町農業委員会総会議事録

令和2年5月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和2年5月25日(月) 午後1時30分から午後2時13分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(20人)

1番	日 並 一 三 君		2番	齋 藤 一 男 君	
3番	梅 津 幸 一 君	農地部会長	4番	寺 本 恵 二 君	
5番	安 藤 良 司 君		6番	高 崎 利 彦 君	
7番	山 岸 洋 文 君		8番	武 田 透 君	
9番	中 川 誓 子 君	農地副部会長	10番	小 林 寿 美 君	
11番	重 清 幸 良 君	振興部会長	12番	小 泉 豊 和 君	
13番	石 田 力 司 君	職務代理者	14番	日 並 洋 君	
振興副部会長	15番	中 村 寿 恵 子 君	16番	佃 徹 君	
	17番	田 村 秀 司 君	18番	木 村 勝 彦 君	
	19番	鎌 仲 照 幸 君	会 長	20番	千 葉 正 美 君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	佐々木 鑑 仁 君	総務担当主査	矢 野 豊 君
総務担当	荒 木 翔 君	臨時筆生	寺 田 裕 子 君

議事日程

令和2年第2回 美幌町農業委員会総会
令和2年5月25日 午後1時30分開会

- | | | |
|-------|-------|--|
| 日程第1 | | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日程第2 | | 諸般の報告について |
| 日程第3 | | 会期の決定について |
| 日程第4 | | 会務報告について |
| 日程第5 | 報告第1号 | 第1回 振興部会会議結果報告について |
| 日程第6 | 報告第2号 | 第1回 農地部会会議結果報告について |
| 日程第7 | 議案第2号 | 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について |
| 日程第8 | 議案第3号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第9 | 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 日程第10 | 議案第5号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第11 | 議案第6号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第12 | 議案第7号 | 現況証明願について |
| 日程第13 | 協議第1号 | 美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について |

(ブザー)

議 長	ご苦労様です。
事務局長	本日の出席委員は20名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和2年第2回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号3番梅津委員、同じく議席番号4番寺本委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野総務担当主査と荒木総務担当を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告2件、議案6件、協議1件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。
議 長	(「ありません」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定を致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案書2ページに記載のとおりであります。
議 長	(口頭報告なし)
議 長	何かご質問はございませんか。
議 長	(「ありません」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第1号「第1回振興部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長からの報告をお願い致します。
振興部会長	第1回 振興部会 会議結果報告書。振興部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規定第11条第1項の規定により、下記のとおり報告する。 令和2年4月17日。美幌町農業委員会 振興部会長 小泉 豊和。美幌町農業委員会 会長 千葉 正美様。記。1、案件。(1)振興部会正副部会長の互選について。(2)令和2年度 振興部会 所掌事務について。(3)令和2年度 農業委員会 活動計画について。(4)視察研修について。2、開催日時 令和2年4月17日、金曜

	<p>日、午後2時50分から午後3時16分。3、開催場所 議会第1・第2議員控室。 4、出席者 わたくしほか計9名、千葉会長、事務局 矢野総務担当主査。5、会議結果につきましては事務局よりお願いします。</p>
総務担当主査	<p>会議結果についてご報告致します。(1) 振興部会正副部会長の互選につきましては部会長に小泉委員、副部会長に中村委員が互選されております。(2) 令和2年度振興部会所掌事務につきましては議案参考資料1ページの事務について提案しまして承認されております。(3) 令和2年度農業委員会活動計画につきましては議案参考資料2ページから7ページまでの計画について提案しまして承認されております。(4) 視察研修につきましては協議の結果、新型コロナウイルス感染拡大防止により令和2年度の視察研修は中止とし、また、来年度以降の視察研修のため6月報酬より毎月5,000円の積み立てを行うこととしております。なお、議案参考資料8ページと9ページに過去の視察実施状況を掲載しております。後ほどご覧願います。ご説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「ありません」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、報告第1号「第1回振興部会会議結果報告について」は承認することと決定を致します。</p>
議長	<p>日程第6、報告第2号「第1回農地部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長の報告をお願いします。</p>
農地部会長	<p>第1回 農地部会 会議結果報告書。農地部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規定第11条第1項の規定により、下記のとおり報告する。 令和2年4月17日。美幌町農業委員会 農地部会長 寺本 恵二。美幌町農業委員会 会長 千葉 正美様。記。1、案件。(1) 農地部会長、副部会長の互選について。(2) 農地部会 所掌事務について。(3) 令和2年度 農地部会 事業計画(案)について。(4) 農地法許可、現況証明の確認委員一覧表(案)について。2、開催日時 令和2年4月17日、金曜日、午後2時50分から午後3時16分。3、開催場所 議会委員室。4、出席者 わたくしほか計8名、事務局、佐々木事務局長、荒木総務担当。5、会議結果につきましては事務局より説明をお願い致します。</p>
総務担当	<p>会議結果についてご報告致します。(1) 農地部会長、副部会長の互選につきましては部会長に寺本委員、副部会長に小林委員が互選されました。(2) 農地部会所掌事務につきましては議案参考資料10ページの事務について提案しまして承認されております。(3) 令和2年度農地部会事業計画(案)につきましては議案参考資料10ページから12ページまでの計画について提案しまして承認されております。(4) 農地法許可・現況証明の確認委員一覧表(案)につきましては議案参考資料13ページの表について提案しまして承認されております。ご説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「ありません」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、報告第2号「第1回農地部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議長	<p>日程第7、議案第2号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題と致します。</p>

総務担当主査

本年1月の総会においても本件の決議内容をご説明するにあたり、これまでの経過についてご説明しておりますが、新任の委員もいることから改めて経過からご説明させていただきます。議案参考資料の14ページをご覧ください。令和元年10月17日、奈良県安堵町農業委員会会長が農地転用のために虚偽の申請を行った農地法違反で逮捕されました。その一週間後の10月23日、大分県別府市農業委員会会長が農地転用をめぐり現金を受け取り収賄の疑いで逮捕されました。連続して農業委員会会長が逮捕されるという事態を受け、10月28日、30日、北海道農業会議会長、農林水産省経営局長から「農業委員等の綱紀粛正について」という通知がありました。11月28日、全国農業委員会会長代表者集会において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくこととなりました。12月18日、北海道農業会議会長から11月の全国農業委員会会長代表者集会における申し合わせの決議の趣旨に則り、各市町村の農業委員会総会において「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の年1回の実施要請と注意喚起について通知がありました。その通知は議案参考資料15ページに掲載しておりますので後程ご覧ください。また、議案参考資料16ページと17ページには当時の新聞記事も掲載しておりますので、こちらについても後程ご覧ください。こうした経過によりまして年1回の決議に至っております。議案9ページにお戻り願います。決議内容について朗読致します。

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」私たち農業委員は農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員は高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記、1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2、農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和2年5月25日。美幌町農業委員会。ご説明は以上でございます。

議長

ご異議ございませんか。

(「ありません」の声)

議長

ご異議なしと認め、議案第2号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」は決議することに決定を致します。

議長

日程第8、議案第3号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。

内容番号1号から2号は関連がございますので一括上程致します。

総務担当

内容番号1号から2号について一括ご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地を他者に賃貸するため合意解約したものでございます。賃借人は〇〇の〇〇さん、契約期間は平成30年5月28日から令和10年5月31日までの10年間でございます。合意解約年月日は令和2年5月8日、土地の引き渡し年月日は令和2年5月8日でございます。

内容番号1号についてご説明致します。賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。続きまして内容番号2号についてご説明致します。賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「ありません」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号1号から2号は適当と認めます。 内容番号3号。</p>
総務担当	<p>内容番号3号についてご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地を賃借人の離農に伴い賃借人が他者に賃貸するため合意解約したものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、契約期間は平成31年1月1日から令和3年12月31日までの3年間でございます。合意解約年月日は令和2年5月8日、土地引渡日は令和2年5月8日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「ありません」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号3号は適当と認めます。 議案第3号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第9、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。 内容番号1号。</p>
総務担当	<p>内容番号1号についてご説明致します。参考資料は19ページをご覧ください。本件は先の議案第3号内容番号3号で合意解約した案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和2年5月26日から令和5年5月31日までの3年間、利用調整日は令和2年5月8日でございます。</p> <p>以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
10 番	<p>内容番号1号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが離農することになり、〇〇さんと〇〇さんが合意解約したため、今回、あっせん調整の結果、〇〇さんが借受することになりました。</p> <p>〇〇さんは家族4人で畑作三品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「ありません」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号1号は適当と認めます。 内容番号2号。</p>
総務担当	<p>内容番号2号についてご説明致します。参考資料は20ページをご覧ください。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、</p>

利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和2年5月26日から令和5年5月31日までの3年間、利用調整日は令和2年5月18日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

10 番

内容番号2号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、貸付期間・賃貸料とも前回と同じ条件で再契約することになりました。

〇〇さんは家族4人で畑作三品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議長

ご異議ございませんか。

(「ありません」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号2号は適当と認めます。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議長

日程第10、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。

内容番号1号から2号は関連がございますので一括上程致します。

総務担当

はじめに概要のご説明を致します。今月の案件は5件で新規の賃貸借が3件、使用貸借が1件、売買が1件でございます。

内容番号1号から2号につきまして一括ご説明致します。参考資料は22ページをご覧願います。本件は先の議案第3号内容番号1号並びに2号で合意解約した案件でございます。借受人は〇〇の〇〇さん、申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から5年間、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。内容番号1号についてご説明致します。貸付人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。続きまして内容番号2号についてご説明致します。貸付人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料23ページ並びに24ページの調査票にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

17 番

内容番号1号と2号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんと〇〇さんが合意解約したため、今回、〇〇さんが借受するものです。

〇〇さんは法人化し肉用牛の飼育を行い、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを5月18日に寺本委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議長

ご異議ございませんか。

(「ありません」の声)

議 長	ご異議なしと認め、内容番号1号から2号は適当と認めます。 内容番号3号。
総務担当	内容番号3号についてご説明致します。参考資料は25ページをご覧ください。本件は使用貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。 以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料26ページの調査票にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。
8 番	内容番号3号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は昨年11月総会において、〇〇さんから〇〇さんに使用貸借しましたが〇〇さんの死去により、〇〇さんへの相続登記が完了したため、〇〇さんから〇〇さんに使用貸借するものです。 〇〇さんは家族3人で畑作三品を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお祈りします。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを4月24日に小林委員と確認しておりますのでよろしくお祈り致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「ありません」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号3号は適当と認めます。 内容番号4号。
総務担当	内容番号4号についてご説明致します。参考資料は27ページをご覧ください。本件は新規の貸付案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地詳細につきましては議案15ページをご覧ください。申請理由は貸貸借、貸借期間は許可日から5年間、賃賃料は議案記載のとおりで権利の種別は賃貸借権でございます。 以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料28ページの調査票にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。
10 番	内容番号4号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが離農することになり、今回、〇〇さんが借受するものです。 〇〇さんは家族4人で畑作三品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお祈りします。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを5月10日に武田委員と確認しておりますのでよろしくお祈りします。
議 長	ご異議ございませんか。 (「ありません」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号4号は適当と認めます。 内容番号5号。
総務担当	内容番号5号についてご説明致します。参考資料は29ページをご覧ください。本件

は売買案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで権利の種別は所有権でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料30ページの調査票にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

10 番

内容番号5号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さん所有の農地を〇〇さんに売買することになったものです。

〇〇さんはそばを作付けし、堅実に営農されておりますのでよろしく申し上げます。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを5月10日に武田委員と確認をしておりますのでよろしく申し上げます。

議長

ご異議ございませんか。

(「ありません」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号5号は適当と認めます。
議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議長

日程第11、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。
内容番号1号。

総務担当主査

内容番号1号についてご説明致します。参考資料は32ページから33ページをご覧いただけます。本件は〇〇馬鈴薯澱粉工場の5つの工場のうち、〇〇工場を令和2年度の操業をもって廃止し、〇〇工場へ出荷した澱粉原料用馬鈴薯のうち約7万トン〇〇工場で引き受けるために必要な施設の整備を行うため、既存施設に隣接する農地について農地法第5条による農地転用を行うものでございます。

譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、農地区分は農業振興地域内第1種農地であり都市計画区域であります。転用目的は澱粉原料受入施設の建設でございます。議案17ページをご覧いただけます。転用計画の詳細でございますが工期は許可後から来年3月までを予定とし、土地造成、建築物として洗車場機械室や受入設備査定室などを建築し、工作物としてトラックスケールなどを整備する計画で合計の所要面積は〇〇㎡でございます。このうち農地転用の面積は〇〇㎡となります。参考資料の33ページをご覧いただけます。整備計画の概要図を掲載しましたが右側の太枠で囲った部分が農地転用箇所となっております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

15 番

内容番号1号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんの農地を〇〇に売買し、澱粉原料受入施設を整備するものです。申請地は他の農地への影響が少ない場所であることや既存施設の隣接地を選定しており、やむを得ないものであると5月7日、高崎委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議長

ご異議ございませんか。

(「ありません」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号1号は適当と認めます。
議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認め

	ることに決定を致します。
議 長	日程第12、議案第7号「現況証明願について」を議題と致します。 内容番号1号
総務担当主査	内容番号1号についてご説明致します。参考資料は35ページをご覧ください。 願出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は 〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため、土地の利用状況につきましては確認委員 さんよりお願いします。
12 番	内容番号1号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この土地は農業用施設 や住宅があるほか、飼料置き場として使われており、農地・採草放牧地以外であること を4月29日、重清委員、齋藤委員とわたくしとで確認しておりますのでよろしくお願 いします。
議 長	ご異議ございませんか。 (「ありません」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号1号は適当と認めます。 内容番号2号。
総務担当主査	内容番号2号についてご説明致します。参考資料は36ページをご覧ください。願出 人及び所有者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇 〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため、土地利用状況につきましては確認委員さ んよりお願い致します。
12 番	内容番号2号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この土地は現在、樹木 と雑草が生えており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外で あることを5月5日、重清委員、齋藤委員とわたくしとで確認しておりますのでよろし くお願いします。
議 長	ご異議ございませんか。 (「ありません」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号2号は適当と認めます。 内容番号3号。
総務担当	内容番号3号についてご説明致します。参考資料は38ページをご覧ください。願出 人及び所有者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇 〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため、土地利用状況につきましては確認委員さ んよりお願い致します。
17 番	内容番号3号につきましては只今事務局説明のとおりです。この土地は現在、山林と なっており、相当以前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であるこ とを4月24日、寺本委員、小林委員とわたくしとで確認しておりますのでよろしくお願 い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「ありません」の声)

議 長	ご異議なしと認め、内容番号3号は適当と認めます。 内容番号4号。
総務担当	内容番号4号についてご説明致します。参考資料は39ページをご覧ください。願出人及び所有者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため、土地利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。
10番	内容番号4号につきましては只今事務局説明のとおりです。この土地は現在、山林となっており、相当以前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを5月10日、武田委員、鎌仲委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「ありません」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号4号は適当と認めます。 議案第7号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。
議 長	日程第13、協議第1号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。
総務担当主査	協議第1号についてご説明致します。本件は4月28日及び5月1日付けで美幌町長から町が定める「美幌町農業振興地域整備計画」において、同計画の変更を行うため意見を求められたもので除外1件、用途区分変更1件でございます。 除外の内容番号1号についてご説明致します。参考資料は41ページをご覧ください。本件は先の議案第7号現況証明願の内容番号2号でご審議いただいた案件でございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は植林のためでございます。次に用途区分変更の内容番号1号ですが先の議案第6号農地法第5条許可申請の内容番号1号でご審議いただいた案件でございます。参考資料は42ページをご覧ください。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は澱粉工場整備のためでございます。 今後の予定ですが本総会後に当委員会から町に意見書を提出します。町は北海道に進達後、回答を得て決定告示される予定であります。事務局からの説明は以上でございます。
議 長	ご異議ございませんか。 (「ありません」の声)
議 長	ご異議なしと認め、協議第1号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定を致します。
議 長	以上で全議案の審議を終了致しました。 これもちまして、第2回美幌町農業委員会総会を閉会致します。 (ブザー)
議 長	ご苦労様でした。

閉会 午後2時13分